

発議第4号

職員の綱紀肅正と内部統制の強化を求める決議

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成30年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸
倉 田 博 之
渡 辺 甚 一
山 腰 恵 一

職員の綱紀粛正と内部統制の強化を求める決議

高山市議会は、これまでも市職員による不祥事や不適切な事務執行を受け、平成24年に「公務員倫理の確立を求める決議」を、平成28年には「市民との信頼関係の構築を求める決議」を議決し、市長に対して再発防止と市民の信頼回復を強く求めてきたところである。

それにもかかわらず、今回、職員が市民の遺留金の一部を着服し、業務上横領容疑で逮捕されるといった重大な事案が発生したことは、市及び市職員の信用と信頼を著しく失墜させるものであり、甚だ遺憾である。

すべての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応え得る高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、ごくわずかな者の身勝手な行いが、市政に対する信頼とともに、真面目に職務に精励する多くの職員に対する信頼をも著しく失墜させることを肝に銘じなければならない。

こうした事案が再三発生するということは、公務員としての責任と自覚が著しく欠如していることに留まらず、その根底に組織としての内部統制のあり方に問題があると言わざるを得ない。

よって、市長におかれては、市の最高責任者であることを厳粛に受け止め、自らが主体となり、改めて職員の綱紀粛正の徹底と、組織を挙げての内部統制の強化に全力で取り組むよう、強く求める。

以上、決議する。

平成30年12月21日

高山市議会